

● 神戸植物防疫所からのお知らせ ●

植物防疫法施行規則(以下「施行規則」)の一部が改正されたことにより、一部輸入植物の取扱いが変わります。

《 変更の概要 》

令和2年5月11日から、

- ・ 非検疫有害動植物^{※1}が新たに65種追加されました(検疫有害動植物^{※2}から削除された5種を含む)。→(Ⅳ)をご覧ください。

※1 非検疫有害動植物:輸入検査で発見された場合でも不合格の対象とならない有害動植物

※2 検疫有害動植物:まん延した場合に日本国内の有用な植物に損害を与える恐れがあるとして規定された有害動植物 → 輸入検査で発見された場合、不合格の対象となる。

令和2年11月11日から、

- ・ 新たに輸入禁止となる地域、輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象となる病害、地域及び植物が追加されました。→(Ⅰ及びⅡの2)
- ・ 新たに輸出国での栽培地検査が必要となる地域及び植物があります。→(Ⅱの1)
- ・ 検疫有害動植物が新たに8種追加され、1種と規定されていたものが2種に変更されます。→(Ⅲ)

I 輸入禁止となる地域・植物の見直し 【施行規則別表2関係】

※ 令和2年11月11日施行

地域・植物の見直しが行われたもの (3種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
2	ミカンコミバエ種群(昆虫)	追加:レユニオン	変更なし
16	火傷病菌 (細菌)	追加:ジョージア	変更なし
17	カンキツグリーニング病菌 (細菌)	追加:ベネズエラ、グアテマラ、アルゼンチン、オマーン、コロンビア	変更なし

II 輸出国政府(植物防疫機関)が発行した検査証明書^{※3}に追記が必要となる検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

※ 令和2年11月11日施行

1 輸出国での栽培地検査の対象とする地域・植物の見直し

【施行規則別表1の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、当該病害虫に対して検査等を行い、付着または感染がない旨を追記した検査証明書が必要になります。

※3 検査証明書=Phytosanitary certificate[輸出国政府(植物防疫機関)が発行]

* 新たに検査証明書に追記が必要となるものの例

- ・ タイ産ブセファランドラ属植物(アクアリウムプラント「水草」として輸入される)。(改正前)追記不要 → (改正後追加) **バナナネモグリセンチュウ**
- ・ 米国産トウグワ苗
(改正前)ミカンクロトゲコナジラミ、ブドウオオハリセンチュウ、*Xylella fastidiosa*
→(改正後追加) **Meloidogyne enterolobii**

追記は複数の病害虫が対象となる場合があり、注意が必要！

★追記例1 タイ産ブセファランドラ属植物

対象：(追加)バナナネモグリセンチュウ(別表1-2-7)

Fulfills item 7 of the Annexed Table 1-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

★追記例2 米国産トウゲウ苗

対象：(既存)ミカンクロトゲコナジラミ、ブドウオオハリセンチュウ、*Xylella fastidiosa*
(別表1-2-1、9、別表2-2-23)

(追加)*Meloidogyne enterolobii* (別表1-2-8)

Fulfills items 1,8 and 9 of the Annexed Table 1-2 and item 23 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

地域・植物の見直しが行われたもの (8種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
2	トマトキバガ (昆虫)	追加：ブルキナファソ、ベナン、ハイチ、アゼルバイジャン、ノルウェー	追加：はこべほおずきの生茎葉
3	コロンビアナネコブセンチュウ (線虫)	追加：スウェーデン	変更なし
7	バナナネモグリセンチュウ (線虫)	追加：香港、米領サモア、ニウエ、ノーフォーク島	追加：エpipレムヌム・アウレウム、ブセファランドラ属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i> (線虫)	追加：ポルトガル	追加：モルス・セルティディフォリア、とうぐわ、くちなし、しまほおずき、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、ランプランツス属植物の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの
16	<i>Eutypa lata</i> (真菌)	変更なし	追加：サリックス・マクロナタの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
17	<i>Guignardia citricarpa</i> (真菌)	追加：インド、ウルグアイ	変更なし
19	インゲンマメ萎ちよう細菌病菌 (細菌)	追加：ザンビア	変更なし
20	トウモロコシ萎ちよう細菌病菌 (細菌)	追加：ウクライナ	変更なし

2 輸出国での特別な検疫措置(検疫処理、遺伝子診断等の精密検査等)の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し【施行規則別表2の2関係】

これらの検疫有害動植物の対象地域から対象植物を輸入するには、輸出国で特別な検疫措置を実施し、その旨を追記した検査証明書が必要になります。

* 新たに検査証明書に追記が必要となるものの例

- ・ ベルギー産チリメンカンラン(野菜)
(改正前)追記不要 → (改正後追加) ***Bactericera nigricornis***
- ・ タイ産トマト種子
(改正前)追記不要 → (改正後追加) ***Pepper chat fruit viroid***
- ・ メキシコ産トマト種子
(改正前) *Potato spindle tuber viroid*、*Pepino mosaic virus*、*Tomato chlorotic dwarf viroid*
→ (改正後追加) ***Tomato planta macho viroid***、***Tomato brown rugose fruit virus***
- ・ 米国産トウモロコシ種子
(改正前)トウモロコシ萎ちょう細菌病菌、トウモロコシ葉枯細菌病菌
→ (改正後追加) ***Maize chlorotic mottle virus***
- ・ オランダ産トウガラシ種子
(改正前) *Potato spindle tuber viroid*、*Pepper chat fruit viroid*
→ (改正後追加) ***Tomato brown rugose fruit virus***
- ・ オランダ産トマト種子
(改正前) *Potato spindle tuber viroid*、*Pepino mosaic virus*、*Tomato apical stunt viroid*
→ (改正後追加) ***Pepper chat fruit viroid***、***Tomato brown rugose fruit virus***
- ・ 中国、イスラエル産トウガラシ種子
(改正前) *Potato spindle tuber viroid*
→ (改正後追加) ***Tomato brown rugose fruit virus***
- ・ スリランカ産クロトン・ポンプランディアナム苗
(改正前)追記不要 → (改正後追加) ***Tomato leaf curl New Delhi virus***
- ・ 韓国、中国産スイカ及びペポカボチャ種子
(改正前)スイカ果実汚斑細菌病菌
→ (改正後追加) ***Zucchini green mottle mosaic virus***

★追記例1 タイ産トマト種子

対象:(追加) *Pepper chat fruit viroid* (別表2-2-30)

Fulfills item 30 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

★追記例2 オランダ産トマト種子

対象:(既存) *Potato spindle tuber viroid*、*Pepino mosaic virus*、*Tomato apical stunt viroid*
(別表2-2-24、25、28)

(追加) *Pepper chat fruit viroid*、*Tomato brown rugose fruit virus* (別表2-2-30、36)

Fulfills items 24,25,28,30 and 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

★追記例3 スリランカ産クロトン・ポンプランディアナム苗

対象:(追加) *Tomato leaf curl New Delhi virus* (別表2-2-37)

Fulfills item 37 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

★追記例4 韓国、中国産スイカ及びペポカボチャ種子

対象:(既存)スイカ果実汚斑細菌病菌(別表2-2-19)

(追加) *Zucchini green mottle mosaic virus* (別表2-2-38)

Fulfills items 19 and 38 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

(1)新たに追加された検疫有害植物 (6種)

対象病害虫名	対象地域	対象植物	除外基準
33 <i>Indian peanut clump virus</i> (ウイルス)	インド、パキスタン	あわ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし及びびらっかせいの種子であって栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おおむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうじんびえ、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし及びびらっかせいの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの	栽培用種子 採種用の親植物又は当該親植物から採種された種子について適切な手法 [※] による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
34 <i>Maize chlorotic mottle virus</i> (ウイルス)	タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、ペルー、メキシコ、ハワイ諸島	とうもろこしの種子であって栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの	栽培用生植物(種子を除く) 生育期中又は輸出検査時に、同一の荷口単位から無作為に抽出した検体について適切な手法 [※] による検定を行って、本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
35 <i>Pea early-browning virus</i> (ウイルス)	イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア	えんどう及びそらまめの種子であって栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの	
36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (ウイルス)	中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ	とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であって栽培の用に供し得るもの	
37 <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (ウイルス)	インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、イラン、イタリア、エストニア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、アルジェリア、セーシェル、チュニジア、モロッコ	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゅうり、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しるばなようしゅちようせんあさがお、すいか、だいず、たかさぶろう、とうがん、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちゃ、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしょ、へちま、ペポかぼちゃ、メロン、モルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの	
38 <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> (ウイルス)	大韓民国、中華人民共和国	すいか及びペポかぼちゃの種子であって栽培の用に供するもの並びにすいか、ペポかぼちゃ及びゆうがおの生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供し得るもの	

※ 適切な手法とは、血清学的手法及び遺伝子学的手法が含まれますが、詳細は植物防疫所にお問い合わせください。

(2) 地域や植物の見直しが行われたもの (11種)

項	対象病害虫名	対象地域	対象植物
1	ミナミアメリカミバエ (昆虫)	変更なし	追加:くだものどけい(パッションフルーツ)生果実
3	メキシコミバエ (昆虫)	変更なし	追加:マメーサポテ生果実
6	<i>Bactericera cockerelli</i> (昆虫)	追加:エクアドル	変更なし
7	<i>Bactericera nigricornis</i> (昆虫)	追加:チュニジア、ベルギー	変更なし
8	<i>Bactericera trigonica</i> (昆虫)	追加:フランス、モロッコ、ハンガリー、チュニジア	変更なし
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> (Lso) (細菌)	追加:ベルギー、ポルトガル、ノーフォーク島、チュニジア	変更なし
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3 (Psa3) (細菌)	追加:アルゼンチン	変更なし
23	<i>Xylella fastidiosa</i> (細菌)	追加:イスラエル	追加:ノリウツギ、ゲッケイジュ、ヒトツバタゴ等97種及びひとつばえにしだ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であって栽培の用に供するもの
29	トマト退緑萎縮ウイロイド (ウイロイド)	追加:ハワイ諸島	変更なし
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i> (ウイロイド)	変更なし	追加:トマト(種子)
31	<i>Tomato planta macho viroid</i> (ウイロイド)	変更なし	追加:トマト(種子)

Ⅲ 検疫有害動植物の指定の見直し【施行規則別表1関係】

1 新たに追加された検疫有害動植物 (8種)

※ 令和2年11月11日施行

- ・有害動物: 1種 *Pammene fasciana* (害虫 チョウ目)
- ・有害植物: 1種 *Diaporthe vaccinii* (真菌)
- ・有害植物: 6種 施行規則別表1及び別表2-2に新規追加(上記Ⅱの2の(1))

*Indian peanut clump virus, Maize chlorotic mottle virus,
Pea early-browning virus, Tomato brown rugose fruit virus,
Tomato leaf curl New Delhi virus, Zucchini green mottle mosaic virus*

2 分類変更による検疫有害動植物の整理

※ 令和2年11月11日施行

- ・有害動物の追加: 1種を2種に再分類
Copitarsia turbata → *Copitarsia corruda*,
Copitarsia decolora [SYN[※]: *Copitarsia turbata*]

※SYN: シノニム(異名)

3 検疫有害動植物から削除

※ 令和2年5月11日施行

- ・有害動物から削除し非検疫有害動物として追加: 4種
*Haplothrips nigricornis, Haplothrips robustus, Phenacoccus solenopsis,
Helix aspersa*
- ・有害植物から削除: 1種 Grapevine vein necrosis[※]
※ *Grapevine rupestris stempitting - associated virus* として非検疫有害動植物に追加

Ⅳ 非検疫有害動植物の指定の見直し【施行規則別表1関係】

※ 令和2年5月11日施行

新たに追加された非検疫有害動植物（65種）

（有害動物：62種 有害植物：3種）

- ・ 検疫有害動植物から変更とするもの5種（有害動物：4種、有害植物：1種）（Ⅲの3の5種）
- ・ 「栽培の用に供する植物（球根、苗類）に付着するものを除いて」として非検疫とするもの2種（フタテンミドリヒメヨコバイ及びミナミヒメハダニ）

有害動物 / 植物	区分	追加
第1 有害動物から除くもの	(1) 節足動物	<p><i>Acanthoscelides obtectus</i>（インゲンマメゾウムシ）、<i>Agrotis ipsilon</i>（タマナヤガ）、 <i>Amrasca biguttula</i>（フタテンミドリヒメヨコバイ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）、<i>Arthisma scissuralis</i>（アルシスマ・スシスラリス）、<i>Autographa nigrisigna</i>（タマナギンウワバ）、<i>Blosyrus asellus</i>（カタビロカククチゾウムシ）、<i>Brevipalpus phoenicis</i>（ミナミヒメハダニ）（栽培の用に供する植物に付着するものを除く。）、<i>Cassida circumdata</i>（タテスジヒメジンガサハムシ）、<i>Catopsilia pomona</i>（ウスキシロチョウ）、<i>Chlorophorus annularis</i>（タケトラカミキリ）、<i>Clepsis rurinana</i>（ウスモンハマキ）、<i>Conogethes punctiferalis</i>（モモノゴマダラノメイガ）、<i>Corcyra cephalonica</i>（ガイマイツツリガ）、<i>Corythucha marmorata</i>（アワダチソウゲンバイ）、<i>Cosmobaris scolopacea</i>（マダラヒメゾウムシ）、<i>Curculio conjugaris</i>（ニセコナラシギゾウムシ）、<i>Curculio dentipes</i>（コナラシギゾウムシ）、<i>Curculio hilgendorfi</i>（シイシギゾウムシ）、<i>Curculio robustus</i>（クヌギシギゾウムシ）、<i>Curculio sikkimensis</i>（クリシギゾウムシ）、<i>Cydia glandicolana</i>（サンカクモンヒメハマキ）、<i>Cydia kurokoi</i>（クリミガ）、<i>Dacus persicus</i>（ダクス・ペルシクス）、<i>Delia platura</i>（タネバエ）、<i>Diachus auratus</i>（ヒロヒゲツツハムシ）、<i>Diocalandra frumenti</i>（ヨツボシヤシコクゾウムシ）、<i>Dolichotetranychus floridanus</i>（パイナップルヒメハダニ）、<i>Earias insulana</i>（ミスジアオリング）、<i>Earias vittella</i>（クサオビリング）、 <i>Emblethis vicarius</i>（エンブレシス・ヴィカリウス）、<i>Epitrix hirtipennis</i>（タバコノミハムシ）、<i>Etiella behrii</i>（ヒメイチモジマダラメイガ）、<i>Etiella zinckenella</i>（シロイチモンジマダラメイガ）、<i>Euzophera batangensis</i>（クロフタモンマダラメイガ）、<i>Evergestis forficalis</i>（ナノメイガ）、<i>Eysarcoris ventralis</i>（シラホシカメムシ）、<i>Gryllobates sigillatus</i>（カマドコオロギ）、<i>Halyomorpha halys</i>（クサギカメムシ）、<i>Haplothrips nigricornis</i>（ハプロスリプス・ネグリコルニス）、<i>Haplothrips robustus</i>（ハプロスリプス・ロブスタス）、<i>Helcystogramma triannulella</i>（イモキバガ）、<i>Horridipamera nietneri</i>（モンクロナガカメムシ）、<i>Liriomyza trifolii</i>（マメハモグリバエ）、<i>Lyctus africanus</i>（アフリカヒラタキイムシ）、<i>Mudaria luteileprosa</i>（ドリアンモンヨトウ）、<i>Mussidia pectinicornella</i>（クシヒゲマダラメイガ）、<i>Niditinea fuscella</i>（ニディティネア・フスセラ）、<i>Orthotomicus proximus</i>（マツカワノキクイムシ）、<i>Otiorhynchus sulcatus</i>（キンケクチブトゾウムシ）、<i>Pectinophora gossypiella</i>（ワタアカミムシ）、<i>Phaedon brassicae</i>（ダイコンサルハムシ）、<i>Phenacoccus solenopsis</i>（クロテンコナカイガラムシ）、<i>Phyllotreta striolata</i>（キスジノミハムシ）、<i>Polyphagotarsonemus latus</i>（チャノホコリダニ）、<i>Psylliodes isatidis</i>（プシリオデス・イサティディス）、<i>Sitona hispidulus</i>（ケチビコフキゾウムシ）、<i>Spodoptera pecten</i>（クシヒゲスジキリヨトウ）、<i>Stephanitis typica</i>（ゲットウゲンバイ）、<i>Thysanoplusia orichalcea</i>（ネツタイキクキンウワバ）、<i>Xyleborus perforans</i>（フィリピンザイノキクイムシ）、<i>Xyleborus volvulus</i>（ユズリハノキクイムシ）</p>
	(3) その他無脊椎動物	<i>Helix aspersa</i> （ヒメリンゴマイマイ）
第2 有害植物から除くもの	(1) 真菌及び粘菌	<i>Stemphylium vesicarium</i> （ネギ葉枯病菌）
	(3) ウイルス	<i>Grapevine fleck virus</i> （ブドウフレックウイルス）、 <i>Grapevine rupestris stem-pitting - associated virus</i> （ブドウステムピットティング随伴ウイルス）

V 施行日前後の対応

※ 令和2年11月11日施行

1. 禁止品の見直しにより追加された輸入禁止植物

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			検査品
届出 → 卸下 →	検査		検査品
卸下 → 届出 →	検査		検査品
届出 →	卸下	→ 検査	禁止品
卸下 →	届出	→ 検査	検査品

- ・輸入禁止植物は日本に卸下した日での判断となります。
- ・施行日前に卸下された場合は輸入禁止植物には該当しません。

2. 見直しで追加された栽培地検査の対象植物

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			栽培地検査の対象外
届出 → 卸下 →	検査		栽培地検査の対象
卸下 → 届出 →	検査		栽培地検査の対象
届出 →	卸下	→ 検査	栽培地検査の対象
卸下 →	届出	→ 検査	栽培地検査の対象

- ・栽培地検査の対象植物は輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に検査を行った場合は栽培地検査の対象植物には該当しません。
- ・施行日以降に輸入検査される栽培地検査の対象植物で、検査証明書に栽培地検査に関する追記がない場合は、輸入禁止となります。

3. 新規・見直しで追加された輸出国での特別な検疫措置の対象植物

前	施行日	後	対応
届出 → 卸下 → 検査			特別な措置の対象外
届出 → 卸下 →	検査		特別な措置の対象
卸下 → 届出 →	検査		特別な措置の対象
届出 →	卸下	→ 検査	特別な措置の対象
卸下 →	届出	→ 検査	特別な措置の対象

- ・特別な措置の対象植物は輸入検査実施日での判断となります。
- ・施行日前に輸入検査を行った場合は特別な措置を必要とする植物には該当しません。
- ・施行日以降に輸入検査される特別な措置対象植物で、検査証明書に追記がない場合は、輸入禁止となります。

★注意★

記載している「地域」、「植物」、「病虫害名」などは、主な地域、植物、病虫害名のみを記載しています。

詳しい内容は植物防疫所のホームページ (<https://www.maff.go.jp/pps/>) でご確認いただくか、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

(お問い合わせ先)

農林水産省 神戸植物防疫所		
神戸植物防疫所(本所)	大阪支所 輸入検疫担当	関西空港支所 航空貨物担当
本船貨物担当 TEL:078-331-2386	TEL:06-6571-0801	TEL:072-455-1938
種苗担当 TEL:078-331-2376		